

資料 1

# 敦賀発電所2号機 審査資料の記載の不適合事案における 審査資料作成プロセスの構築状況について

2022年4月26日 日本原子力発電株式会社



- 当社は、原子力規制委員会で示された2つの確認事項※1及び原子力規制 検査等における指摘(添付1)を受けて、課題及び必要なあるべき姿を明確 にし、これを達成するための業務プロセスを構築してきた。また、構築した業務プロ セスのレビュー(構築したプロセスが要求事項を満たせるかどうかの評価)を実 施してきた。
- 次回の検査では、<u>従来の問題点に対するプロセスの見直しを実施し、改善された業務プロセス及びこの業務プロセスに則り作成した審査資料から、指摘事項への対応ができていることを示すプロセスが確立していることを示す。</u>
- ※1:原子力規制委員会で示された2つの確認事項【2021.8.18原子力規制委員会】
  - a. 調査データのトレーサビリティが確保されること
  - b. 複数の調査手法により評価結果が審査資料に示される場合はその判断根拠が明確にされること

# 2. 業務プロセスの構築状況



- ① 設置変更許可申請書等に係る設計開発プロセス、調達管理プロセス及び文書作成・文書管理プロセス(外部コミュニケーション)等の相互関係を踏まえた規程の整備。【済】
- ② 上記のプロセスを確立した後、社内関係者に教育を実施する。 【済】
- ③ ①の規定に基づく実施計画書を作成する。【済】
- ④ 審査資料を作成する。 (実施中)
- ⑤ 当社監査部門又は品質保証部門※による社内監査により、原子力規制委員会の指摘事項に対する改善が確認できる業務プロセスが確立していることを確認する。
  - (①~⑤は必ず順に実施。各段階でフィードバックを行い改善しながら進める。)
- ※:①~④の各ステップが完了した段階で実施

# 3. プロセス構築状況の確認段階



● 当社は、指摘事項への対応として品質が確保されるプロセスが確立し、これに則り作成した 審査資料により、プロセスの妥当性及び資料全体への展開について、以下の段階で確認す る。なお、(1)については、過去の採取データの確認作業に時間を要し、当初計画してい た作業工程を延長する必要が生じた。

## (1)プロセスの妥当性

代表範囲\*\*1の審査資料が完成した段階において、設計管理、調達管理及び外部コミュニケーションプロセス(実施計画書、技術検討書等)により品質が確保されるものとなっており、かつ原子力規制委員会で示された確認事項a.及びb.が適切に反映されたものとなっている(構築したプロセスが、意図した用途に応じた要求事項を満たし得る)こと等\*2を社内監査で確認する。

【2022年4月下旬完了見込み→2022年5月中旬完了見込み (注)】

## (2)上記プロセスによる審査資料全体への展開

(注)前回面談(2022年3月22日)時より変更

<u>審査資料全体※3が完成した段階において</u>、上記の改善したプロセスが定着し、審査資料全体の品質が確保されていることを社内監査で確認する。

【2022年6月下旬完了見込み】

- ※1:審査資料全体の作成プロセスを代表する範囲となるように、トレンチ内のK断層の連続性(露頭及びトレンチ内でのボーリングによるK断層の分布、薄片観察等のK断層の性状に係るデータ等)、並びに、K断層の連続性評価の対象にしている10孔のボーリングコアのうち、破砕部の断層岩区分のこれまでの評価において肉眼観察と薄片観察で評価が異なっている1本を選定し、a.及びb.が実現していることを確認する(最新活動面の認定、薄片試料作製の適切性(表裏の確認など正しい観察面であることの確認を含む)、薄片観察箇所の代表性等を含む)。
- ※2: これまでの不適合に対する是正処置の実効性が図られていることも確認する(柱状図記事欄の記載、シュミットネット図、スケッチ図、委託報告(中間報告含む)の正式受領、誤記 チェック等)。
- ※3:※1の代表範囲に加えて、K断層の連続性評価の対象にしている残りの9孔等を含む次回審査会合に向けての審査資料全体。

## 4. 原子力規制検査でのご説明事項



原子力規制検査では、原子力規制委員会で示された2つの業務プロセス(下記 (1)(2)) を含む審査資料の作成及び社内審議に係るプロセスが永続的であり、審査資料の品質が確保されることを示すため、主に以下の事項を説明する。

- (1) 審査資料のトレーサビリティの確保
  - ▶トレーサビリティの確認要領を定めた社内ルール(社内規程)
    - ・・・設計開発プロセスにおいてトレーサビリティの確保要求を明確化
  - ▶審査資料に関する委託成果物のトレーサビリティの確認要領
    - ・・・委託成果物(調達物品等)の検証を強化した社内規程を新規制定
  - ▶審査資料のトレーサビリティの確認
    - ・ボーリング柱状図の例:審査資料←技術設計資料

← 委託報告書(一次データ)← コア観察カード

(参考) 技術検討書で要求事項を明確にし、調査会社の作業要領書で具体的な手順を当社が確認

- ▶ ボーリング柱状図作成に活用する情報 ボーリングコアに加えて、掘削後のコア写真及びコア観察カード
- > 委託報告書柱状図の作成

コア観察カードからボーリング柱状図への記載ルールを予め当社が確認し、それに則って調査会社がボーリング柱状図を作成する。

- (2)複数の評価結果がある場合の判断プロセス
  - ▶審査資料及び技術設計資料の作成·審議に係る社内ルール(社内規程)
    - ・・・技術設計資料を作成するプロセス:設計開発プロセス 技術設計資料から審査資料を作成するプロセス:外部コミュニケーションプロセス
  - > 審査資料への反映
    - ・・・・肉眼観察による断層岩区分及び薄片観察による断層岩区分を示したうえで、断層岩区分の 総合評価をその判断のプロセスとともに記載することを要求

# 添付1 原子力規制検査等における指摘事項



#### 【2021.10.27 面談議事要旨】

- ▶ 一次データの取扱いは社内規程の文書体系の中で適切に定義して適切な運用が行えるようにすること。
- ▶ 複数の調査手法による評価結果は、それぞれを審査資料内で明確にして、それらの取扱いの判断を明確にするようなプロセスを社内規程に明確にすること。またその際の調査データは、妥当性が確認されたものを用いること。
- ▶ 関連する業務プロセスの関係を明確にして実効性のある業務プロセスを構築すること。
- ▶ 10月26日の公開会合で原電が改善する方針を示した事項については改善すべき内容をしっかりと 検討し、関係者の教育を行うこと。
- ▶ 改善された業務プロセスに従って作成された実施計画に基づき、審査資料の信頼性の確保のための2 点のプロセスが機能した状態で審査資料を作成すること。

### 【2021.11.2 原子力規制委員会】

●公開会合の結果

原子力規制庁から、上記の検査での気付きをこれまでの検査で原電に伝えており、10 月26 日に実施した公開会合において、原電は以下の改善を行う意向を示した。

- ① a) 及び b) を明確にルール化するために関連する社内規程を改正する。(P2 ※1参照)
- ② 審査資料作成の具体的な手順等(実施計画書)を定める
- ③ 構築した業務プロセスに基づき審査資料を作成し改めて提出する
- ●今後の進め方(案)

原電が社内規程改訂などの改善活動が終了し、審査資料の準備が出来た段階で再度検査し、検査結果を原子力規制委員会に報告することとする。